

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ該当なし

区分Ⅱ該当なし

区分Ⅲ該当なし

その他27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主蒸気ヘッドドレン水位計の点検時、フロートシステムに減肉及びラビリンスリングのステム貫通部、フロート側面に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
2	2号機	5号機温度計修理工事における管種間違えに伴う調査において、同様の管種間違い（6件）が認められたため、対応検討	C	11月16日公表済 (PDF59KB)
3	2号機	5号機温度計修理工事における管種間違えに伴う調査において、閉止栓材料に破壊靱性試験を実施していない物（2件）が認められたため、対応検討	B	11月16日公表済 (PDF59KB)
4	3号機	廃棄物処理系廃液脱塩器の点検中、凝縮水処理中の床ドレン脱塩器側の、空気作動弁（2台）のうちいずれかの弁のシートリークにより、廃液脱塩器点検に伴い開放されていた弁より水の微少リークが認められたため、当該空気作動弁を点検・修理	C	
5	3号機	高圧復水ポンプ（C）において、反カップリング側メカシール部より水のリーク（連続滴下）が認められたため、対応検討	C	
6	3号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器（B）プール水側ドレン弁（43B）において、シートリーク（1滴/30秒）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	5号機温度計修理工事における管種間違えに伴う調査において、同様の管種間違い（10件）が認められたため、対応検討	C	11月16日公表済 (PDF59KB)
8	3号機	5号機温度計修理工事における管種間違えに伴う調査において、閉止栓材料に破壊靱性試験を実施していない物（3件）が認められたため、対応検討	B	11月16日公表済 (PDF59KB)
9	3号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ出口空気作動弁において、開側リミットスイッチに接触不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	D	
10	3号機	残留熱除去海水ポンプ（B/D）電動機軸受給油装置の油タンクにおいて、液面計下部のプラグ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	所内ボイラ給水ポンプ（A）ケーシングドレン弁において、シートリーク及び閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	4号機	原子炉再循環MGセット（A）オイルクーラー温度調整弁において、計装用空気系側減圧弁の穴よりエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	4号機	廃棄物処理系廃液ろ過器空気作動入口弁において、動作不良（全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

14	4号機	発電機密封油真空ポンプ（B）において、排気セパレータドレン排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃	D	
15	4号機	復水器真空ポンプにおいて、カップリング側油補給器下部に油のにじみ及びキャップの外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	4号機	主復水器細管洗浄装置（A）系ボール回収器回収弁において、動作不良（自動開不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットの窒素ガス補給用ホースにおいて、接続カプラーの外れが認められたため、当該カプラーを取付	D	
18	4号機	不活性ガス系格納容器内温度指示計において、測定ポイント指示用ランプの点灯不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
19	5号機	放射性廃棄物地下貯蔵設備使用済樹脂デカントポンプ吸込空気作動弁の駆動部点検時、駆動部ベント孔よりエアリーク（大）が認められたため、当該弁を分解点検・修理	D	
20	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液移送ポンプ出口空気作動弁等（2台）の駆動部点検時、駆動部ベント孔よりエアリーク（大）が認められたため、当該弁を分解点検・修理	D	
21	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液移送ポンプ入口空気作動弁等（3台）の駆動部点検時、駆動部ベント孔よりエアリーク（大）が認められたため、当該弁を分解点検・修理	D	
22	5号機	廃棄物処理系廃スラッジデカントポンプから廃液収集タンクへの戻り空気作動弁の駆動部点検時、駆動部ベント孔よりエアリーク（大）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	5号機	復水ポンプ出口溶存酸素濃度記録計において、指示切替不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
24	5号機	発電機固定子冷却水装置導電率計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該導電率計を点検・修理	D	
25	5号機	高圧注水系起動時、原子炉隔離時冷却系テストバイパス弁及びポンプテストライン逆止弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
26	6号機	制御棒駆動水ポンプ（A）ミニマムフロー弁において、操作ハンドル押さえナットの外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
27	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）一次セラミックフィルタ（A・B・C・D）において、詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで